|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護  （１）啓発の実施 | | | |
| 実施計画内容 | 〇地域社会におけるホームレスに関する諸問題に対する府民の理解を促進し、偏見や差別意識解消のため、大阪府の取組み等を人権情報ガイドに掲載するなど、啓発を行います。  〇府民の身近な場で、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育に取り組みます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」において、身近な人権に関する個別課題として、「ホームレスの人権のこと」を掲載し、毎年度発行。府関係部局、府内市町村、社会福祉協議会、小中学校・高等学校・支援学校、ＰＴＡ、図書館等に配布したほか、府や企業における研修会や人権啓発イベント等において配布。また、ホームページへの掲載、点字版の発行を行った。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」は、身近な人権課題を個別に掲載し、わかりやすいとの評価を得ており、各地域・企業での研修だけでなく、学校教育の場においても授業の資料として使用されている。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○令和2年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果も踏まえ、引き続きホームレスの人権問題に関する人権啓発に努めていく必要がある。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」の発行にあたっては、関係部局と連携しながら分かりやすい解説に努めるとともに、地域・学校・職場における研修等での活用を通じて、府民の人権意識の高揚を図る。 | | | |
| 担当部室課 | 府民文化部人権局人権企画課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護  （２）人権事案の適切な解決 | | | |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスに対する暴力、嫌がらせなどの事案を相談等により把握した場合、関係機関と連携、協力し、問題の適切な解決に努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○平成13年３月に策定した「大阪府人権施策推進基本方針」（令和３年12月変更）を踏まえ、府民が身近な所で、ホームレスを含む人権に関わる問題を解決することができるように、市町村の相談体制を支援するとともに、行政機関やNPO等の相談機関と連携・協力して、府内の相談機能の充実を図った。  【具体的な事業】  ・府民向け人権相談事業  ・市町村人権相談サポート事業  ・専門家との連携相談支援事業  ・相談事業等集約・分析事業  ・人権相談機関ネットワーク運営  ・人材養成事業 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○府、市町村、一般財団法人大阪府人権協会、ＮＰＯ等において、人権相談を実施して、ホームレスをはじめ、同和、女性、子ども、外国人等に関する相談を受けた。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスを含め、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関する差別の解消や人権侵害事案へのより適切な対応を行うこと。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、人権相談に携わる人材を養成するとともに、府、市町村、一般財団法人大阪府人権協会、ＮＰＯ等が相互に密接に連携して、相談事業を実施する。 | | | |
| 担当部室課 | 府民文化部人権局人権擁護課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護  （３）自立支援の際の人権擁護 | | | |
| 実施計画内容 | 〇福祉、保健医療、雇用就業などホームレスの自立支援に向けた関係施策の取組みにおいても、人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○ホームレス巡回相談指導事業に従事する巡回相談員など、ホームレスの自立支援に向けた関係施策に従事する職員に対し、会議を活用し、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるために事例の検討を実施した。  ○ホームレス巡回相談指導事業において、ホームレスから人権侵害を受けているという相談を受けた場合は、問題の解決ができるよう弁護士への相談時間を確保した。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○巡回相談指導事業の従事者の会議において、事例検討を実施し、閉鎖的な対応で人権侵害が発生しないように取り組んだ。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○性的マイノリティ等、あらたな人権課題への理解が必要である。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○性的マイノリティへの理解等、人権に関する情報提供を実施する。  ○人権侵害事案発生時のために弁護士への相談時間の確保を継続する。 | | | |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 | | | |